議員提出議案第2号

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月27日提出

提出者	朝霞市議会議員	野	本		幸
賛成者	朝霞市議会議員	利根	ŀШ	仁	志
賛成者	朝霞市議会議員	福	Ш	鷹	子
賛成者	朝霞市議会議員	須	田	義	博
賛成者	朝霞市議会議員	遠	藤	光	博
賛成者	朝霞市議会議員	Щ	П	公	悦
賛成者	朝霞市議会議員	大	橋	正	好
賛成者	朝霞市議会議員	本	田	麻希	子
賛成者	朝霞市議会議員	佐久	、間	ケン	タ

朝霞市議会議長 様

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市議会委員会条例(昭和50年朝霞市条例第21号)の一部を次のよう に改正する。

第4条第2項中「8人」を「9人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。